

## 障害者福祉施設設置等助成金

支給対象となる障害者を現に雇用している事業主等が、障害者の福祉の増進のために障害特性に配慮した休憩室等の福祉施設の設置や整備を行う場合に支給します。

対象となる障害者	助成率	限度額
<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者</li> <li>知的障害者</li> <li>精神障害者</li> </ul> ※在宅勤務の方も対象	1/3	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象障害者 1 人につき 225 万円まで</li> <li>短時間労働者(※1)または特定短時間労働者である場合の限度額は対象障害者 1 人につき上記の半額</li> <li>1 事業所または事業主の団体 1 団体あたり一会計年度につき合計 2,250 万円まで</li> </ul>

(※1) 短時間労働者のうち、重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である短時間労働者は、一般の労働者の限度額と同じです。

## 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金

重度障害者を多数継続して雇用するために必要となる事業施設等の設置または整備を行うことと併せて、障害者を雇用する事業所としてのモデル性が認められる場合に支給します。なお、申請には事前相談が必須となります。

対象となる障害者	助成率	限度額
<ul style="list-style-type: none"> <li>重度身体障害者（特定短時間労働者を除く）</li> <li>知的障害者（重度知的障害者でない短時間労働者または特定短時間労働者を除く）</li> <li>精神障害者（特定短時間労働者は除く）</li> </ul> ※対象障害者を 1 年以上継続して 10 人以上雇用し、雇用労働者数に占める対象障害者の割合が 10 分の 2 以上であることが必要	2/3	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 認定につき 5 千万円まで</li> <li>（同一事業所に対する支給額との合計額は 1 億円を限度）</li> </ul>

(注)この助成金、従前の施設改善助成金、第 2 種重度障害者施設設置等助成金の総支給額と合算して 1 億円が限度です。

助成金を受給するためには、助成金ごとに定められた要件を満たす必要があります。助成金の詳しい内容につきましては、下記までお問い合わせください。

助成金については機構ホームページでも情報提供しております（<https://www.jeed.go.jp/disability/subsidy/>）。